

監 第 10094 - 3 号
令和 7 年 1 月 31 日

藤井寺市長 岡田 一樹 様
藤井寺市議会議員 片山 敬子 様

藤井寺市監査委員 服部 隆行
藤井寺市監査委員 畑 謙太郎

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

令和6年度 定期監査報告書

1. 監査対象機関

【都市整備部】 都市デザイン課、まち建設課、まちとみどり保全課、下水道課

2. 監査対象事務

令和6年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

（財政的援助に係るものについては令和5年度及び令和6年度に関する事務）

3. 監 査 期 間

令和6年10月～令和7年1月30日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、都市整備部所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

都市整備部の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、次のように改善を要する事項が一部見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

都市整備部 改善を要する事項

<都市デザイン課>

指摘事項

- ① 藤井寺市木造住宅耐震改修補助金の起案文書において、予算執行額が50万円以上100万円以下の負担金補助及び交付金については、最終決裁者が課長となっているが、次長の専決事項である。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 藤井寺市木造住宅除却補助金の起案文書において、予算執行額が100万円以上の負担金補助及び交付金については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 既存民間建築物耐震診断補助金において、同要綱で定める様式では、代理受領制度を利用する際は補助金額確定後に代金を支払うとなっているが、補助金確定前に支払っているものが散見される。今後も補助金確定前に代金の支払いが想定されるのであれば、要綱の改正を検討されたい。
- ④ 既存民間建築物耐震診断補助金において、口頭による交付中止の申し出によって、補助金交付の決定をなかったものとしており、同要綱で定める交付中止届の提出を受けていない。同要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。

＜まち建設課＞

指摘事項

- ① 情報公開の決定の起案文書において、最終決裁者が課長となっているが、部長の専決事項である。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 藤井寺市地域公共交通会議において、会議設置要綱が施行される前に、会議開催の起案処理が開始されている。会議の設置から開催までの過程を、担当者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

＜まちとみどり保全課＞

指摘事項

- ① 全国農業委員会会長大会において、口頭で復命されており、復命書が作成されていない。藤井寺市職員服務規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② ため池周辺草刈・剪定等業務等の契約書において、添付の暴力団排除に関する特約条項中、契約解除に伴う賠償金の遅延利息が、令和2年4月1日の民法改正に伴い5%から3%に変更となっているにもかかわらず、改正前の遅延利息（5%）が記載されているものが見受けられる。法令に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 公園等樹木維持管理業務等の起案文書において、契約方法、契約保証金、選定業者等の記載がないものが見受けられる。起案文書は事務執行にあたり、目

的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、担当者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

- ④ 藤井寺市道路等拡幅整備補助金において、補助金額の決定にあたり同要綱に定める1,000円未満の端数の切り捨て処理を行っていない。同要綱の内容を担当者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

<下水道課>

指摘事項

- ① 令和5年度第5工区工事に伴うガスパ復元工事変更の起案文書において、変更後の予算執行額が500万円以上の補償金については、最終決裁者が副市長となっているが、市長の専決事項である。藤井寺市公共下水道事業事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ② 水洗便所改造補助金の起案文書において、予算執行額が100万円以上の補助交付金については、最終決裁者が課長となっているが、部長の専決事項である。藤井寺市公共下水道事業事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。